

付 議 第 4 号

公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見徴収に関する議案

令和7年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

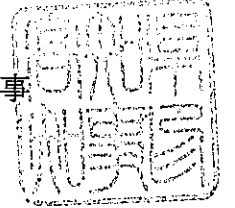
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 355 号
令和 7 年 11 月 13 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「4の項」を「3の項」に改める。

第23条の2第2項中「8,000円」を「次の各号に掲げる校務類型の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 学級(特別支援学級及び特別支援学校の学級を除く。)を担当する業務
8,600円

(2) 前号に掲げるもの以外の校務 5,600円

別表第1備考2中「7,500円」を「11,500円を、同じく4級である職員は、4,000円」に改める。

別表第2備考2中「7,700円」を「11,500円を、同じく4級である職員は、3,800円」に改める。

(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育職員のうち」を「教育職員(」に、「1級、2級又は特2級である者」を「3級又は4級である者及び指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第6条第1項において同じ。)

を除く。第3項において同じ。)」に、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第6条第1項中「受ける者」を「受ける者及び指導改善研修被認定者」に改める。

付則に次の1項を加える。

(教職調整額に関する経過措置)

- 5 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(多学年学級担当手当に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に支給されていない第1条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例第16条第2項の表1の項に掲げる多学年学級担当手当については、この条例の施行後も、なお従前の例により支給するものとする。

(指導改善研修被認定者に係る教職調整額に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(以下この項において「給特条例」という。)の規定による教職調整額の支給並びに公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第2条の規定による改正後の給特条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料 1

公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨等に沿って、教職調整額の基準となる額及び管理職手当の支給対象である教育職員に係る給料表備考加算を引き上げる等必要な改正をするとともに、義務教育等教員特別手当についてその上限額を校務類型に応じて定め、併せて多学年学級担当手当を廃止しようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1 本務以外に通信教育の添削を担当する職員の特殊勤務手当（添削手当）	提出されたレポートの添削指導に対して1通当たり150円又はレポートの添削指導以外の指導で面接によるものに対して教育課程表の1時間当たり1,860円
2～6 略	略

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種 類	金 額
1 <u>小学校、中学校又は義務教育学校において多学年学級を担当する職員</u> の特殊勤務手当（ <u>多学年学級担当手当</u> ）	<u>1日当たり350円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</u>
2 本務以外に通信教育の添削を担当する職員の特殊勤務手当（添削手当）	提出されたレポートの添削指導に対して1通当たり150円又はレポートの添削指導以外の指導で面接によるものに対して教育課程表の1時間当たり1,860円
3～7 略	略

備考 非常災害時の緊急業務に従事する職員が人事委員会規則で定める被害が特に甚大な非常災害の際に人事委員会規則で定める心身に著しい負担を与える業務に従事した場合の特殊勤務手当の額は、3の項の右欄の人事委員会規則で定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

3 略

(義務教育等教員特別手当)

第23条の2 小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる校務類型の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

(1) 学級（特別支援学級及び特別支援学校の学級を除く。）を担任する業務 8,600円

(2) 前号に掲げるもの以外の校務 5,600円

3 高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要があると認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 略

別表第1（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表

表 略

備考 非常災害時の緊急業務に従事する職員が人事委員会規則で定める被害が特に甚大な非常災害の際に人事委員会規則で定める心身に著しい負担を与える業務に従事した場合の特殊勤務手当の額は、4の項の右欄の人事委員会規則で定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

3 略

(義務教育等教員特別手当)

第23条の2 小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3 高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要があると認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 略

別表第1（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表

表 略

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員
は、4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

表 略

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員
は、3,800円をそれぞれ加算した額とする。

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

表 略

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

新 旧 対 照 表

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

（教育職員の教職調整額の支給等）

（教育職員の教職調整額の支給等）

第3条 教育職員（その属する職務の級が給与条例別表第1又は別表第2の3級又は4級である者及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第6条第1項において同じ。）を除く。第3項において同じ。）には、その者の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。

第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

2 略

3 教育職員については、給与条例第18条及び第18条の2の規定は、適用しない。

3 教育職員については、給与条例第18条及び第18条の2の規定は、適用しない。

（教育職員の正規の勤務時間外の勤務等）

（教育職員の正規の勤務時間外の勤務等）

第6条 教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等（給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。以下同

第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等（給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。以下同

じ。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。以下同じ。)は命じないものとする。

2・3 略

付 則

1～4 略

(教職調整額に関する経過措置)

5 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の5</u>
令和9年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の6</u>
令和10年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の7</u>
令和11年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の8</u>
令和12年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の9</u>

間中の勤務を含むものとする。以下同じ。)は命じないものとする。

2・3 略

付 則

1～4 略

□ 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善等を一体的・総合的に進めるための給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等の一部改正を踏まえ、手当等の改正を行うもの。

1 学校職員給与条例改正

① 多学年学級担当手当の廃止

【対象】

小・中学校、義務教育学校の多学年学級を担当する職員

【内容】

350円以内/日

廃止

※②の学級担任加算を踏まえたもの

② 義務教育等教員特別手当の改定

【対象】

小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教育職員

【内容】

8,000円以内/月

※職務の級・号給に応じた額

【対象】

(改正なし)

(補足)

✓ 教職調整額の改善及び学級担任加算等を踏まえ、支給される水準を1/3縮減（本給の1.5%→1.0%）

【内容】

校務類型に応じて支給

学級担任：8,600円以内/月

※特別支援学校・特別支援学級除く

それ以外：5,600円以内/月

※職務の級・号給に応じた額

学級担任加算（3,000円）

2 教育職員給与等特別措置条例改正

教職調整額の支給割合の変更

【対象】

教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）

【内容】

給料の月額に相当する額の4%

【対象】

教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者※を除く。）

※指導が不適切であると認定された教諭等

【内容】

給料の月額に相当する額の10%

※R13年まで1%ずつ段階的引上げ

R8年 5%

R9年 6%

R10年 7%

R11年 8%

R12年 9%

③ 別表加算の改定

【対象】

副校長、教頭

【内容】

小・中学

7,500円/月

高校・特支

7,700円/月

【対象】

校長、副校長、教頭

【内容】

小・中学

副校長、教頭：11,500円/月

校長：4,000円/月

高校・特支

副校長、教頭：11,500円/月

校長：3,800円/月

(補足)

✓ 給料表の額に加算するもの
✓ 教職調整額の支給対象外の管理職への支給

3 施行日等

令和8年1月1日（1①は、12月実績分の支給あり）